

## 第4回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名  
令和5年度第4回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時及び場所  
令和5年11月10日（金） 午後2時～午後4時  
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員  
田村委員（会長）、山田委員（副会長）、齋藤委員、田中委員及び谷川委員
- 4 事務局  
財政局契約部長ほか6名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）  
財政局契約部工事契約課長  
都市整備局営繕部営繕課施設整備担当課長  
水道局財務課契約担当課長  
水道局技術部管路設計課長  
安佐南区市民部区政調整課長  
安佐南区農林建設部地域整備課長  
財政局契約部物品契約課長
- 6 議題及び審議の概要

(1) 建設工事に係る入札及び契約の透明性の確保について（公開）

ア 入札及び契約手続の運用状況等の報告（令和5年4月～6月分）

- (ア) 工事の発注状況について
- (イ) 低入札価格調査制度の運用状況について
- (ウ) 指名停止措置等の運用状況について
- (エ) 苦情処理の運用状況について
- (オ) 談合情報への対応状況について

(1)ア(ア)から(オ)までについて、事務局から報告等を行った。  
報告等に対し、委員から意見はなかった。

イ 抽出事案の審議

- (ア) 広島市医師会運営・安芸市民病院A館（仮称）新築その他工事（条件付き一般競争入札）
- (イ) 安佐町後山地区配水管改良工事（1次）（条件付き一般競争入札）
- (ウ) 一般県道勝木安古市線災害復旧工事（5-1）（通常型指名競争入札）

(1)イ(ア)から(ウ)までについて、各工事担当課長等からそれぞれ説明がなされ、質疑応答が行われた。委員から契約は適正であると判断された。

議題(1)に係る次回の審議会は、事前の日程調整の結果、令和6年1月12日（金）午後2時から本庁舎14階第7会議室において開催することとし、審議する事案の抽出は、田村委員が担当することとなった。

(2) 市長が行った政府調達に係る苦情申立てについて（非公開）

ア 答申案の検討

広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第6条第1項ただし書により非公開とした。

イ 今後の審議日程について

議題(2)に係る次回の審議会は、令和5年11月28日（火）午後5時から開催することとなった。

7 傍聴人

なし

8 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 抽出事案の審議

ア 広島市医師会運営・安芸市民病院A館（仮称）新築その他工事（条件付き一般競争入札）

Q1 低入札になった理由は。

A1 見積額を安価に抑えられたためと考えられる。低入札価格調査において確認したところ、近傍工事の現場に協力業者の下請業者がおり、下請業者との連携によりスムーズな施工及び運用が可能となるため、費用を抑えることができるとのことであった。

Q2 応札者が2者となった理由について、どのように分析しているか。

A2 昨今、資材や物資が高騰している中で、採算が取れるか各者が検討した結果、2者が応札されたものと思われる。

Q3 求められている等級区分や施工実績等を満たす業者はどの程度いたのか。

A3 応札可能業者は、代表者は53者、構成員は63者いたが、病院を運営しながら施工する難しい工事であることや、45か月という長期間の工期も考慮され、応札を控えた可能性はあると思われる。

Q4 入札参加条件において病院の施工実績は考慮したのか。

A4 今回の入札においては考慮していない。

イ 安佐町後山地区配水管改良工事（1次）（条件付き一般競争入札）

Q1 特殊性の高い工事であると思われるが、応札可能業者はどの程度いるのか。

A1 応札可能業者は26者おり、競争性は十分に確保できていると考えている。

Q2 応札可能業者が26者いるのに、結果的に1者応札となった理由は。

A2 安佐動物公園が近くにあるので、騒音対策や動物の目線に建設機械が見えないようにするなどの配慮が必要となることから、応札を控えた可能性が考えられる。また、施工延長が短い中、現場で溶接しながら直に接合していくという、難易度の高い工事であることから、1者しか応札がなかったと考えている。

Q3 落札率が高くなった理由は。

A3 契約後に金入設計書を公表しているため、業者側において設計金額の想定が容易となっている。工事の特殊性や手間も考慮して積算した結果、高い落札率になったと思われる。

Q4 動物への配慮が必要な点等について、入札参加条件に盛り込む等の工夫はしなかったのか。

A4 入札参加条件においては、特に制限は設けなかった。事前の調整により、動物園側で動物を外に出す時間をずらすなど、工事内容に即した対応が可能とのことであった。

Q5 今回は橋をメインとした施工ということで間違いはないか。

- A 5 そうである。今回は1次工事であり、特殊性のある橋を中心に施工することで品質の確保を図り、2次工事でその前後を繋げた上で、既設管を撤去していく予定である。
- Q 6 橋の下から施工するのか。
- A 6 仮足場を橋の上から作り、足場の上で作業をしていくのが一般的である。支持金物を取り付けるためのアンカーを打ち込まないといけないので、道路管理者と協議をして、許可はいただいている。
- Q 7 既設管があり工事の難易度が高いことは理解できるが、そもそも補修工事は想定していなかったのか。
- A 7 維持管理は通常どおりできると考えている。今回の管布設に際しては、既設管と同じ所に入れることが不可能であったため、場所を変えて施工することにしたものである。

ウ 一般県道勝木安古市線災害復旧工事（5－1）（通常型指名競争入札）

- Q 1 県道であっても、広島市において工事を施工するのか。
- A 1 市内の県道は本市が管理している。今回は、県道を守るための工事ということで、民有山林の一部を寄付いただき、道路の構造物の一部として、本市で施工したものである。
- Q 2 災害復旧工事については、基本的には通常型指名競争入札を採用しているのか。
- A 2 ほぼそうである。
- Q 3 この工事がこのタイミングで施工されることになった理由は。
- A 3 令和3年8月の被災後、まずは道路啓開や応急復旧工事を行い、災害査定を経て当該工事を施工することが決まったが、隣接地権者との境界確定等の用地整理に約1年を要した。令和3年度には、応急復旧工事や被災した道路側の路肩の復旧等を行い、令和4年度に用地の整理が完了したため、令和5年度、雨季が始まるまでの発注を目指し、速やかに入札執行を行ったものである。
- Q 4 工事着手するまでは、被災した時の状況だったのか。
- A 4 応急復旧工事により、土砂を撤去して車両は通行できる状況となっていた。その後は、大型土嚢を積んで、一定期間をしのいだものである。
- Q 5 災害時地域貢献による指名と、地理的個別条件による指名は何が異なるのか。
- A 5 指名業者11者のうち、9者は、地理的な要因により施工場所から3キロメートル圏内に営業所がある業者を指名した。それ以外の2者は、応急復旧施工業者の特例により応急復旧工事に協力いただいた業者を指名した。